

大分市公告第539号

大分市観光実態調査業務委託公募型プロポーザル実施要領について
大分市観光実態調査業務委託公募型プロポーザルを次の要領において実施する。
令和7年9月19日

大分市長 足立 信也

大分市観光実態調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

1 業務の目的

本市の観光振興を戦略的に推進していくため、最上位計画である「大分市総合計画（未来へつなぐおおいたビジョン2034）」との整合性を図りながら、今後の大分市の観光戦略の方向性と、その具体的な施策を網羅した「第3次大分市観光戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）を策定するにあたり、現在の大分市の観光実態を調査・分析し、基礎資料とするため、「大分市観光実態調査」を行う。

本実施要領は、大分市観光実態調査業務の受託候補者に係る選定に関して必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

大分市観光実態調査業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「大分市観光実態調査業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託契約上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託業者選定の方法

多角的かつ専門的な知見と豊富なノウハウを有する事業者を募るため、公募型プロポーザル方式により、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するものとする。

4 担当部局

大分市商工労働観光部観光課（担当者：秦）

住 所 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電 話 097-537-5717

FAX 097-537-5670

Eメール kanko3@city.oita.oita.jp

第2 プロポーザルの手続き及びスケジュール

1 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 533 号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 企画提案書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実または銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (6) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有している者であること。

2 本実施要領の内容等についての質問の受付及び回答

本業務に関し、質問がある場合は、下記により「質問書」（様式第 3 号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出先：「4 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法：事前に電話連絡の上、FAX、電子メールで提出すること。郵送、口頭による質問の受付は行わない。
- (4) 回答方法：令和 7 年 10 月 1 日（水）までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で回答する。

3 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出先：「4 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法：直接持参または郵送（令和 7 年 10 月 3 日必着）
- (4) 提出書類及び部数

ア.「参加表明書」（様式第 1 号） 正本 1 部

イ.「会社概要」（任意様式） 正本 1 部

ウ.「業務実績」（任意様式） 正本 1 部

過去において、類似の調査業務等の業務実績がある場合は、下記内容について提出を求めるものとする。

① 都道府県名、市区町村名及び人口（調査当時・千人以下切り捨て）

② 契約年度、受託業務名、契約金額、具体的な業務内容

エ.「国税、地方税の滞納がないことの証明書」の写し 1 部

オ.「誓約書」（様式第 4 号） 正本 1 部

カ.「暴力団排除に関する誓約書」（様式第 6 号） 正本 1 部

※参加表明書提出日において、大分市競争入札参加資格を有している者は、エ、カは提出不要。

- (5) 参加資格確認結果の通知

参加表明者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全提出者に書面に

より通知する。併せて、参加資格を有する者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

4 参加の辞退

「参加表明書」にて参加意思を表明した後、参加を辞退するときは、「参加辞退届」（様式第2号）を提出すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和7年10月10日（金）午後5時15分まで

(2) 提出先：「4 担当部局」と同じ

(3) 提出方法：直接持参または郵送（郵送による場合は、簡易書留郵便により、令和7年10月10日必着）とする。

(4) 提出書類

① 「企画提案書」（様式第5号及び添付書類）

別紙仕様書を参考に、次に掲げる項目ごとに記載すること。

ア．当該業務の基本方針

イ．業務内容に関する提案

ⅰ 調査票の設計について

ⅱ アンケート調査の実施について

ⅲ 人流データ分析について

ⅳ 分析および提言について

ⅴ その他

ウ．本業務における実施体制及び人員配置等

② 「会社概要」（任意様式）※「3 参加表明書等の提出」時の提出書類と同じもの

③ 「業務実績」（任意様式）※「3 参加表明書等の提出」時の提出書類と同じもの

④ 「見積書及び見積明細書」（任意様式）

⑤ 「業務工程表」（任意様式）

(5) 提出部数 8部

6 受託候補者の選定

(1) 選定委員会

大分市観光実態調査業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、厳正かつ公平に「企画提案書」等の審査・選定を行う。選定委員会の構成は、大分市観光実態調査業務受託候補者選定委員会設置要綱により、別に定める。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

① 日 時 令和7年10月16日（木）予定

※詳細な時間・場所等については別途通知

② 出席者 3名以内とする

③ 実施時間 30分以内とする。

（提案書説明15分、質疑応答10分、機器等の設置・撤去時間5分）

④ 設 営 プロジェクターおよびスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること。

⑤ その他 順番は提案書の受付順とする。

(3) 選考方法

① 選定委員会において、提出された「企画提案書」及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を（4）に示す評価基準により審査し、受託候補者を選定する。

② 評価点が最高得点を得た者を受託候補者として選定し、第2位得点者を次点の受託候補者として決定する。最高得点を得た受託候補者と契約締結交渉を行うものとし、当該受託候補者が契約に応じない場合または失格に該当する場合には次点の受託候補者と交渉する。なお、評価点を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、最低基準点に達しない提案者は受託候補者として選定しないものとする。

③ 評価点の合計が同点の場合は、選定委員の協議により選定する。

④ 企画提案者が1社であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(4) 審査基準

別紙「評価基準書」のとおり。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案者全員に、書面により通知する。

併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

7 契約の締結

選定委員会により選定された受託候補者は、提案内容を基に大分市と速やかに協議を行う。

協議が整った場合、必要な事項について改めて見積書を徴収し、内容を精査の上で随意契約により委託契約を締結するものとする。

なお、委託の内容は、「企画提案書」の内容に限定されることなく、締結する契約書によるものとする。

8 受託者選定までのスケジュール（予定）

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和7年 9月19日（金）
2	質問書の提出期限	令和7年 9月26日（金）17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和7年10月 1日（水）
4	参加表明書等の提出期限	令和7年10月 3日（金）17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和7年10月 8日（水）頃
6	企画提案書等の提出期限	令和7年10月10日（金）17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和7年10月16日（木）予定
8	選定結果の通知	令和7年10月 下旬（予定）
9	契約内容の調整・締結	令和7年10月 下旬（予定）

9 無効、失格等

(1) 「企画提案書」が以下のいずれかに該当する場合、その提案は無効とする。

① 本実施要領に示された提出先、提出期限、提出方法、作成様式などの条件に適合しない場合

② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

③ 虚偽の内容が記載されている場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 審査の公平性を害する行為があった場合

② その他社会通念に照らし、失格にあたる事由があると選定委員会が認める場合

10 その他

- (1) 「企画提案書」は、1社につき1案とする。
- (2) 「企画提案書」の作成や提出、プレゼンテーション等に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における「企画提案書」等提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 「企画提案書」等の提出書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示することができるものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。
- (5) 「企画提案書」の作成のために大分市より提供された資料は、公表・使用することはできないものとする。